

テレビ番組遠隔視聴サービスをめぐる裁判例の日米比較 Comparison of Court Decisions on Remote TV Viewing Services in Japan and in the United States

城所 岩生
Iwao KIDOKORO

国際大学グローバルコミュニケーションセンター Center for Global Communications,
International University of Japan

要旨… テレビ番組遠隔視聴サービスに対して、日米で対照的な判決が出されている。日本では2011年の2件の最高裁判決がサービス事業者による著作権侵害が認められたが、米国では2008年の連邦控訴判決がサービス事業者による著作権侵害を否認した。両国の判決はその後のクラウドサービスにも影響を及ぼした。米国ではクラウドTVサービスが登場したり、ベンチャーキャピタルのクラウド投資が促進されたが、日本ではクラウドサービスへの萎縮効果を生んでいる。その後の新サービスに対する判決に大きな影響を及ぼした、1980年代の対照的な日米の最高裁判決も含めて日米の裁判例を比較し、米国法から得られる日本法への示唆について提言する。

キーワード 米ソニー判決、クラブキャッツアイ判決（カラオケ法理）、まねきTV事件最高裁判決、ロクラクII事件最高裁判決、米ケーブルビジョン判決

1. クラブキャッツアイ判決と米ソニー判決 — その後の新技術・新サービスの発展に大きな影響を及ぼした80年代の対照的な日米の判決

最初に1980年代に出た日米両国の有名な最高裁判決を紹介する。いずれもその後の新技術・新サービスをめぐる裁判に大きな影響を及ぼした判決で、テレビ番組遠隔視聴サービスもその例外ではないからである。予備知識として、両判決に関連する日米の著作権法の相違について簡単に紹介する。

日米の著作権法の相違 — 間接侵害

米国では自ら直接著作権を侵害しなくても、他人の侵害行為に加担したような場合に間接侵害責任を問われることがある。間接侵害は具体的に、①直接侵害者の侵害行為を助長・促進した場合 ②直接侵害を管理・監督できる立場にある者が侵害行為を黙認し、それによって利益を得た場合 に認められる。

間接侵害には、①直接侵害者による侵害行為があった場合にのみ問える ②法定されている直接侵害と異なり、判例で認められているにすぎない などの限界がある。しかし、ユーザにサービスを提供する事業者を訴えれば、一網打尽でユーザを捕捉できるので、一本釣りでユーザー一人一人を訴えるより、はるかに効率的である。このため、著作権者はユーザにサービスを提供する事業者の間接侵害を問う傾向がある。

日本では、直接侵害者に対して差し止め請求が認められることは明文の規定があるが（著作権法112条1項）、間接侵害者に差し止め請求が認められるかは必ずしも明確ではない。このため、裁判所は著作物の物理的な利用行為の主体とは言い難い間接侵害者を、利用行為の主体である直接侵害者と評価して、差し止め請求を認める傾向がある。そのきっかけとなったのが、次節で紹介するクラブキャッツアイ判決である。

日米の著作権法の相違 — フェアユース

間接侵害責任以上に大きな日米の著作権法の相違はフェアユースである。間接侵害責任は判例で認められているのにすぎないが、フェアユースは著作権法明文の規定（米国著作権法107条）がある。

著作権法は著作物の利用と保護のバランスを図ることを目的とした法律である。著作物の利用には著作権者の許諾を要求して保護する一方、許諾がなくても自由に使用できる権利制限規定を設けて利用に配慮している。わが国の著作権法はこの権利制限規定を個別に列挙しているが、米国は使用する目的がフェア（公正）であれば、許諾なしの使用を認める権利制限の一般規定として、「フェアユース」規定を置いている。フェアな使用であるかどうかは、①使用の目的および性質 ②著作物の潜在的市場または価値に対する使用の影響などの4要素を総合的に考慮して、判定するよう定めている。

新技術・新サービスにとってのマグナカルタとなった米ソニー判決¹

フェアユース規定をめぐって争われた代表的な裁判例に1984年のソニー判決がある。映画会社はビデオテープレコーダー（VTR）「ベーターマックス」を売り出した米国ソニーを著作権侵害で訴えた。著作権を侵害する録画行為を行うのはユーザーだが、違法録画を可能にする機械を開発・販売したソニーを「著作権侵害に加担した」として間接侵害責任を主張した。間接侵害責任を問う前提となるユーザーによる直接侵害行為について、原告はユーザーが許諾なしに録画するのは複製権侵害だと主張した。1984年に米最高裁は、VTR購入者は昼間のテレビ番組を録画しておいて夜視聴する、つまり「タイムシフト」（視聴時間の移動）するためなのでフェアユースに当たるとした。

著作権法を規範的に解釈するカラオケ法理を生み出したクラブ・キャッツアイ判決²

同じ80年代に日本の最高裁も、その後の新技術・新サービスに大きな影響を与えた判決を下した。ただし、結論は逆に著作権侵害を認めたため、新技術・新サービスを促進する方向ではなく、阻止する方向に働く判決だった。1988年、最高裁は使用料を払わずに楽曲を利用しているカラオケ店の店主の著作権侵害責任を認める判決を下した。当時は録音された音楽の著作物の演奏の再生は、原則として自由に利用できるとされていた。そこで、最高裁は顧客に歌唱させているにすぎない店主に対して、場所や設備を提供し、利益を得ていることを理由に歌唱しているとして、著作権侵害責任を課した。

確かにカラオケスナック経営者は、間接的に顧客の侵害行為に寄与しているにすぎない。ところが、わが国では、上記のとおり間接侵害者に対して、侵害行為を止めさせる差し止め請求が認められるかどうかが明確でない。そこで、最高裁は、①客の歌唱を管理し、②営業上の利益増大を意図したことを条件に演奏の主体であるとして経営者に責任を負わせた。これが「カラオケ法理」、あるいは「利用主体拡張法理」とよばれ、一見侵害行為の主体ではないような者を、「著作権法上の規律の観点」から規範的に主体と認定して、侵害責任を課す法理となった。カラオケ法理は、当時横行したカラオケ店による楽曲の無許諾使用を防ぐため、著作権法上の規律維持の観点から、カラオケ店主を著作物利用行為の主体とみなした。その後、インターネット関連サービス事業者にも適用されるようになったが、ネット関連新サービスをめぐる裁判例では、規範的な観点からサービス提供者を侵害主体とする必要性はそれほど強くはない。

ソニー判決はその後、デジタル・ネット時代を迎えて、次々と誕生した新技術、新サービスに対して、裁判所が好意的な判決を下すさきがけになった。ハイテク業界にとっては「マグナカルタ」ともよばれる画期的な判決である。日本の最高裁は同じ80年代に、クラブキャッツアイ判決でカラオケ法理を生み出した。カラオケ法理はその後のネット関連判決にも適用されるようになり、次節のとおり、未だにその呪縛から未だに解き放たれない状況が続いている。

2. ロクラク II・まねき TV 判決と米ケーブルビジョン判決 — テレビ番組録画視聴サービスをめぐっても対照的な日米の判決

テレビ番組録画・転送サービスを違法としたロクラク II 判決³

日本デジタル家電（静岡県浜松市、以下、「デジタル家電」）は、テレビ番組を録画するハードディスクドライブ（HDD）レコーダーの「ロクラク II」2台を利用者にレンタルし、うち1台を親機として同社の事務所に設置し、もう1台を子機として海外の利用者宅に設置。日本の親機で録画した番組を、ネット経由で海外の子機に転送するサービスを提供した。NHKと民放9社が著作権侵害訴訟を提起した。08年、東京地裁は放送事業者の主張を認め、録画の主体はデジタル家電であるとした。同社の控訴を受けた知財高裁は地裁判決を覆し、09年に録画の主体は利用者であるとする判決を下した。

ところが、最高裁は11年、これを覆し、「事業者がテレビアンテナで受信した放送を複製機能を有する機器に入力し、ユーザからの録画指示により自動的に複製が行われる場合、録画の指示はユーザーがするものであっても、サービスを提供する者は、その複製の主体と解すべきである」とした。つまり、複製しているのは、録画を指示しているユーザではなく、機器を管理、支配している事業者であると認定した。

テレビ番組転送サービスを違法としたまねき TV 事件判決

永野商店（東京都文京区）も「まねき TV」と呼ばれる遠隔視聴サービスを提供した。ロクラク II と異なり、自宅で受信したテレビ番組を、インターネットを通じて外出先で視聴できるソニー製「ロケーションフリー TV」（以下、「ロケフリ」）という市販製品を使用した。親機を永野商店が預かり、海外の利用者が親機にネット接続して子機で番組を視聴できるサービスだったが、録画はできない点がロクラク II と異なった。

まねき TV に対しても NHK と在京キー局 5 社が提訴した。録画つまり複製行為がないため、放送局は複製権侵害ではなく、公衆送信権侵害を主張した。著作権法 23 条は「著作権者は、その著作物について、公衆送信（・・・）を行う権利を専有する」と規定している。このため、著作権者の許可なしに送信すると公衆送信権

¹ Sony v. Universal City Studios, 464 U.S. 417 (1984).

² 最判昭和 63・3・15 民集 42 卷 3 号 199 頁、判時 1270 号 34 頁。

³ 最判平成 23・1・20 民集 65 卷 1 号 399 頁、判時 2103 号 128 頁。

を侵害することになる。東京地裁、知財高裁とも侵害を否認した。09年の知財高裁の判決は「各ベースステーションは、あらかじめ設定された単一の機器あてに送信するという1対1の送信を行う機能を有するにすぎないので、公衆送信権の侵害は成立しない」とした。

放送局の上告を受けた最高裁は上記ロクラク II 判決2日前に「1対1の送信しかできない機器でも公衆通信回線に接続して、ユーザの求めに応じて自動的に送信する機能を有する装置は自動公衆送信装置にあたる。その装置が公衆通信回線に接続され、継続的に情報が入力されている場合には、装置に情報を入力する者が送信の主体であるとする」判決を下した⁴。

ロクラク II 事件、まねき TV 事件とも、知財高裁は行為主体がユーザであるとして、著作権侵害を否認したため、カラオケ法理の呪縛からようやく解き放たれるのではとの期待がかかった。しかし、その期待も最高裁の逆転判決で裏切られた。

ケーブルテレビ局の提供する録画サービスを合法としたケーブルビジョン判決⁵

ロクラク II 同様、ユーザの求めに応じてテレビ番組を録画して、視聴可能にするサービスだが、第三者でなく放送事業者が、ユーザの求めに応じて録画するサービスが06年に米国で誕生した。ケーブルテレビ大手のケーブルビジョン社は、加入者がデジタルビデオレコーダー（以下、“DVR”）を購入しないでも、番組をケーブルテレビ局にある中央のハードディスクに録画できる、リモート・ストレージ DVR サービス（以下、“RS-DVR”）を開発した。

このサービスに対して、Twenty Century Fox Film Corp（以下、「フォックス」）が著作権侵害訴訟を提起。自分たちの著作物の複製権および公演権を直接侵害していると主張した。サービス・プロバイダーが直接著作権を侵害している、すなわち侵害の主体であると主張する訴えは日本ではよくあるが、米国では珍しい。上記のとおり、米国では侵害行為をする者（機器やサービスのユーザ）だけでなく、侵害行為に加担した者（機器やサービスの提供者）に対しても侵害責任を問えるからである。ではなぜ、フォックスはケーブルビジョン社の間接侵害責任を問わなかったのか？それは上記ソニー判決の存在である。

ケーブルビジョン事件でもテレビ局や映画会社は、ケーブルビジョン社の間接侵害責任を問いたかったはずである。だが、そうするとケーブルビジョン社は当然、ユーザの録画行為はフェアユースであると抗弁する。裁判所はソニー判決を適用して抗弁を認める可能性が高い。このため、訴訟にあたって、フォックスは間接侵害責任を問わないこと、ケーブルビジョンはフェアユースの抗弁をしないという取り決めを結んだ。その上で、フォックスはケーブルビジョン社の直接侵害責任を問い、同社が録画の主体であると主張した。地裁はこの主張を認めたので、テレビ局や映画会社の作戦は功を奏するかに見えた。しかし、08年、ニューヨークの第2控裁はこれを覆し、録画の主体はユーザで、ケーブルビジョン社ではないとする以下の判決を下した。

地裁は番組を複製したのはケーブルビジョン社であるとしたが、控裁はシステムに命令してそのシステムが機械的にその命令に従う場合は、複製の主体はシステムを提供するケーブルビジョン社ではなく、命令を下すユーザであるとした。地裁判決を覆された原告は最高裁に上訴したが、最高裁は上訴を受理しなかったため、ケーブルビジョンの直接侵害責任を否認した第2控裁判決が確定した。

この判決は、カラオケ法理やロクラク II・まねき TV 判決と対照的な結論で、その後、クラウドサービスが米国で開花する起爆剤にもなった判決である。システムに命じて、システムが機械的にその命令に従うだけの場合は、複製の主体はユーザーで、システムを提供するケーブルビジョン社ではないとしたのである。日本だとシステムを提供しているケーブルビジョンが、システムを管理・支配していることから、カラオケ法理やロクラク II 判決が適用されて、侵害の主体とみなされそうなケースだが、米国の裁判所はそうしなかった。

ケーブルビジョン判決には、まねき TV 事件で争われた公衆送信をめぐる争点もあった。米国で日本の公衆送信権に相当するのは公の実演権である。フォックスはケーブルビジョンが著作権者の持つ公の実演権を侵害すると主張した。第2控裁は、「RS-DVRの再生の一つ一つの送信は、単一のユーザによって作成された、単一かつ特定の複製物をもとに各ユーザに対してなされるものであるから、『公衆に対する』実演にはあたらず、よって公の実演権を侵害するものではない」としてフォックスの主張を退けた。

3. ケーブルビジョン判決に依拠したサービスが続々登場する米国 クラウドTVサービスに対する仮差止め申請を却下したニューヨークの控裁⁶

ケーブルビジョンのRS-DVRサービスは、放送事業者がサービスを提供する点で、放送事業者以外の第三者がサービスを提供するロクラク II・まねき TV のサービスと異なった。ところが最近、米国でもロクラク II・まねき TV のように第三者が提供する録画視聴サービスが登場した。クラウド時代に合わせてテレビ番組をスマホなどの携帯機器でも視聴できるクラウドTVサービスである。エーリオ (Aereo) というベンチャー企業が、12年にニューヨークで始めたサービスで、13年には全米22都市にサービスを拡大すると発表した。

自社のデータセンターに、日本の1円硬貨とほぼ同じ10セント硬貨のサイズの小さなアンテナをユーザごと

⁴ 最判平成23・1・18民集65巻1号121頁、判時2103号124頁。

⁵ The Cartoon Network LP, LLLP v. CSC Holdings, Inc. 536 F.3d 121 (2nd Cir. 2008).

⁶ WNET, Thirteen v. Aereo, Inc. 2013 WL 1285591 (2nd Cir. Apr. 1, 2013).

に用意して、地上波を受信。これもユーザごとに割り当てた録画容量に録画できる。アンテナは2本あるので、視聴しながら同時に録画することも可能。視聴、録画ともネット経由でテレビ受信器やパソコンだけでなく、スマホなどの携帯機器も含め最大5台まで受信できる、クラウドTVサービスである。専用アプリやセットトップボックスを介さずに30局近くの地上波放送を視聴、録画できるサービスを、月額8ドルでスタートしたエーリオに対して、ニューヨークのテレビ局17局が著作権侵害で訴えた。

米国にはNHKのような全国的な公共放送局はないが、地上波の受信状況が良くないため、8割以上の世帯がケーブルテレビに加入している。ケーブルテレビ局は地上波テレビ局に再送信料を支払って、地上波の番組を再送信している。エーリオは再送信料を支払わずに地上波の番組を再送信するので、地上波テレビ局やケーブルテレビ局にとっては間違いなく脅威である。

テレビ局の著作権侵害の主張に対し、エーリオはデジタル・ビデオ・レコーダー(DVR)を購入して、自宅のテレビに接続するのと同じだと主張した。ニューヨークの第2連邦地裁は12年7月、エーリオの作成する複製はケーブルビジョンの複製と実質的に変わらないので、ケーブルビジョン判決に拘束される第2控裁の管内では原告の主張は認められないとして、テレビ局が申請した仮差し止め申請を却下した。

テレビ局は上訴したが、ニューヨークの第2控裁も13年4月、地裁決定を支持し、仮差し止めを認めなかった。テレビ局は第2控裁に、今度は判事全員による審議を求めたが、7月に出た全員合議の決定も仮差し止めを認めなかった⁷。エーリオに対してはボストンでもテレビ局が仮差し止めを申請したが、13年10月、連邦地裁に却下された⁸。

クラウドTVサービスに対する仮差し止め申請を認めたカリフォルニアの地裁⁹

西海岸でも、エーリオ同様のサービスを提供するベンチャー企業が現れた。その名もエーリオキラー(その後、フィルムオンXに名称変更)とよぶサービスに対し、テレビ局が仮差し止めを申請。12年、カリフォルニアの連邦地裁はテレビ局の仮差し止め申請を認めた。フィルムオンXに対しては首都ワシントンでも13年9月、地裁がテレビ局の仮差し止め申請を認めた¹⁰。まだ地裁段階だが、いずれかの控裁が地裁決定を支持すると、第2控裁と判断が分かれることになり、最高裁まで行く可能性が高まる。

ケーブルビジョン事件で、第2控裁判決を不服としたテレビ局は最高裁に上訴したが、最高裁は上訴を受理しなかった。しかし、クラウドTVサービスについては控裁の判断が分かれて、最高裁に上訴されれば、最高裁は上訴を受けて、判断する必要に迫られることになる。

クラウドTVサービスの合法性については、現時点では各地の裁判所で判断が分かれていることにより、今後の訴訟の行方を待たなければならなくなった。しかし、すでに確定しているケーブルビジョン判決がもたらした影響は大きい。音楽クラウドサービスのようにケーブルビジョン判決に依拠したビジネスモデルはクラウドTVサービス以外にもあるからである。

衛星テレビ局の自動広告飛ばし機能つき録画サービスに対する仮差し止め申請も却下される¹¹

ケーブルビジョン判決に依拠した放送関連のサービスはクラウドTVサービスにとどまらない。衛星テレビ大手のディッシュ・ネットワークも、自社の提供するデジタル・ビデオ・レコーダー(以下、「DVR」)に月額使用料を上乗せすれば利用できる二つの機能を追加した。一つは4大ネットワーク局(ABC, CBS, NBC, FOX, 以下、「ネットワーク局」)のプライムタイムよばれる午後8時から11時(東部標準時間)の全番組を録画し、局側で8日間保存してくれるサービス。もう一つは再生時にその機能を有効にすれば、自動的に広告を飛ばして視聴できるサービスである。

ネットワーク局にとって、広告料の一番高いプライムタイムの広告飛ばしは、広告収入の減につながるため、間違いなく脅威である。FOXを皮切りに、次々とディッシュNWを訴えた。許諾なしの複製が複製権を侵害すると主張した。エーリオ同様、ディッシュNWもケーブルビジョン判決を依りどころにした。複製するのは加入者で、ディッシュNWではないので、ディッシュNWは著作権を侵害していないと主張した。12年11月、ロスアンゼルス連邦地裁は、ディッシュNWの主張を認め、テレビ局の仮差し止め申請を却下する決定を下した。地裁決定を不服としたテレビ局は第9控裁に上訴した。

ケーブルビジョン判決の公の実演権についての判断に対しては、フィルムオンX決定のような侵害を認める解釈も成り立つ。しかし、複製の主体についての判断は、カリフォルニアの連邦地裁もディッシュNW事件で、エーリオ判決同様、ケーブルビジョン判決を適用し、ユーザが主体であるとした。第9控裁も地裁決定を覆す可能性は少ないと思われる。

異種格闘技の様相を呈する米国の映像ネット配信サービス

最近、米国ではケーブルTVを解約するコードカッティングとよばれる現象が発生している。その背景にはオーバーザトップ・ビデオの急速な普及がある。オーバーザトップ・ビデオはテレビ端末を使わずにブロードバ

⁷ WNETv. Aereo Inc., 2013 U.S. App. LEXIS 14392 (2d Cir. July 16, 2013).

⁸ <http://jscribd.com/doc/175088940/Aereo-v-Hearst>

⁹ Fox Television Stations, Inc. v. Barry Diller Content Sys. PLC, 2012 WL 6784498 (CD. Cal. Dec. 27, 2012).

¹⁰ https://ecfd.uscourts.gov/cgi-bin/show_public_doc?2013cv0758-33

¹¹ Fox Broad. Co. v. Dish Network, LLC, 2012 U.S. Dist. LEXIS 169112 (CD. Cal. Nov. 7, 2012).

ンドでテレビ番組や映画を視聴できるサービスである。DVD 宅配ビジネスからスタートした Netflix や日本にも進出している Hulu がテレビ番組や映画を無料(Hulu)か月8ドル前後(Hulu プラス、Netflix)で見放題のサービスを提供している。

米国のケーブルTV加入者は平均月額70~80ドル、映画などのプレミアム・チャンネルを追加するとすぐに100ドルを超える月額使用料を支払っているが、安価に映像ネット配信が楽しめるのであれば、コードカッティング(ケーブルTV契約解除)に走るのは当然である。

実はケーブルビジョンもコードカッティング対策として、RS-DVR サービスを開発した。テレビ局などから訴えられたが、勝訴して何とか乗り切った。ところが、その判決を拠り所にした新たなサービスが次々と開発され、コードカッティングの脅威が再現するという皮肉な結果をもたらした。

「一難去ってまた一難」という感じだが、これがまさにアメリカで、規制産業の放送事業といえども異業種からの新規参入に伴う競争の脅威にさらされているため、お互いに切磋琢磨して新サービスを開発する。勝者はユーザのニーズにマッチしたサービスを開発した企業と便利な新サービスを楽しむユーザである。

それに比べると、日本のテレビ業界は、法制度や護送船団行政に守られ、新規参入が難しく、競争原理が働いていない。このため、便利な新サービスの開発が遅れ、そうしたサービスを楽しむユーザが敗者になっている。このままでは、テレビ局も若者のテレビ離れを防げず、結局、自分たちの首を絞めることになる。

音楽クラウドサービスにも影響を及ぼしたケーブルビジョン判決

クラウドTVサービスについては、訴訟が継続中のため、法的リスクが払拭できないが、ケーブルビジョン判決はその他のクラウドサービスにも大きな影響を及ぼした。先行のアップルに続いて、アマゾン、グーグルも進出した音楽クラウドサービスである。

アップルは2大レーベルとクラウド・サービスのためのライセンス契約を締結していたが、アマゾンは締結しなかった。ユーザがすでに保有している楽曲をクラウドにあずけるだけのサービスなので、新たにライセンス契約を結ぶ必要はないというのがその理由だった。グーグルもアマゾン方式で音楽クラウド・サービス進出した。

なぜアマゾンやグーグルは、音楽業界とクラウドサービスのための新たなライセンス契約を締結せずにサービスを提供したのか?その答えはケーブルビジョン判決にある。ケーブルビジョンは、ユーザー毎に割り当てられたケーブルビジョンのサーバーに、ユーザーの指示にしたがって、番組を録画するのだから著作権を侵害しないと主張した。ニューヨークの第2控裁はこれを認めた。グーグルのサービス規約には「あなたはあなたの音楽の複製を自分用に蓄積することをグーグルに指示します」とある。ユーザーに指示される度にコピーを作成することで、著作権侵害で訴えられても、グーグルはケーブルビジョン判決を根拠に、複製の主体はユーザであると抗弁できるようなビジネスモデルにしているわけである。

クラウド関連投資を促進したケーブルビジョン判決

ケーブルビジョン判決のおかげで、クラウドサービスの法的リスクが日本よりはるかに小さい米国では、そのケーブルビジョン判決によってクラウド投資が促進されたとする経済分析がある。ハーバード・ビジネス・スクールのジョッシュ・ラーナー (Josh Lerner) 教授が発表した「著作権政策の変化がベンチャー・キャピタルのクラウド投資に与える影響について」と題する論文である²⁾。

論文は著作権政策の変化がベンチャー・キャピタルのクラウド投資に与える影響を測定するためにケーブルビジョン判決を取り上げた。取り上げた理由として、クラウド・コンピューティング企業をとりまく知的財産権の不透明な部分がある程度明確にしたことで広く知られている判決であることをあげている。

4. 日本におけるクラウド・ビジネスの法的リスク

まねきTV・ロクラクII判決によって混迷する接侵害責任導入論議

上記のとおり、米国ではケーブルビジョン判決に依拠した新しいビジネスモデルが次々と生まれていること、判決がこうしたベンチャー企業への投資を加速させていることが判明した。

対照的に日本では、著作権法上の規律の観点から直接侵害者を広くとらえるカラオケ法理はその後、インターネット関連事件にも広く適用されるようになり、直接行為者の概念が不当に拡張されているのではないかと批判も浴びた。このため、文化審議会著作権分科会は02年から間接侵害についての検討を続け、12年1月、法制問題小委員会の司法救済ワーキングチームが、間接侵害も差し止め請求の対象とすることを明記した上で、対象とすべき間接行為者の類型を三つに限定する「『間接侵害』等に関する考え方の整理」を取りまとめた。

これによって10年来の懸案が解決に向かうかと思いきや、この整理に対して、著作権分科会法制問題小委員会が12年に関係者からヒヤリングを実施したところ、当初、差し止め請求が可能な範囲を法律上明確化すべきと要請した権利者の側から立法に慎重な意見が出された。直接侵害行為を行っているわけではないのに侵害責任を

²⁾ Josh Lerner, The Impact of Copyright Policy Changes on Venture Capital Investment in Cloud Computing Companies, available at [http://www.cciainet.org/CCIA/files/ccLibraryFiles/FileNames/00000000559/Cablevision%20White%20paper%20\(11.01.11\).pdf](http://www.cciainet.org/CCIA/files/ccLibraryFiles/FileNames/00000000559/Cablevision%20White%20paper%20(11.01.11).pdf)

問われることになる事業者の側からは、逆に立法に積極的な意見が出された¹³。

間接侵害責任が認められている米国では、直接侵害責任を問う訴訟は稀である。権利者からすれば直接侵害行為をしている利用者1人1人を訴えるより、サービス事業者を間接侵害で訴えた方が効率的だからである。

そうした一網打尽効果が狙えるため、歓迎するはずの間接侵害の導入に権利者が慎重になった背景には、11年に出された、まねきTV・ロクラクII事件の最高裁判決があるのは想像に難くない。権利者からすれば、間接侵害を導入することで、差し止め請求の対象が狭められるより、立法せずに裁判所が直接侵害者を広く解釈してくれる現状の方がはるかに好都合なわけである。

自分達が責任を問われるようになるため、間接侵害の導入には反対するはずの事業者が導入に積極的なもの、間接侵害を立法化することによって、直接侵害者とされるリスクを払拭したいからである。このため、解決に向かいかけた10年来の懸案である間接侵害も、最高裁判決によってますます混迷化して、解決の見通しすら立たなくなった。

クラウドサービスにも萎縮効果

法制問題小委員会が12年に実施した上記の間接侵害についての関係者ヒヤリングでは、「Google MusicやAmazon Cloud Playerといった、消費者が購入する等して入手したコンテンツをクラウドサーバーに預け、事業者がサーバー上のファイルを様々なデバイスで再生できるようにするサービスについて、日本においては法的なリスクがあるため、日本の事業者は萎縮している」との意見も出された¹⁴。

13年4月17日の第6回産業界競争力会議（議長安倍総理）で、三木谷浩史議員（楽天株式会社代表取締役会長兼社長）は、「著作権侵害のリスクが企業を萎縮させ、クラウドサービスの普及を妨げている」と指摘した（配布資料11）¹⁵。

新浪 剛史議員（株式会社丸の内代表取締役社長 CEO）も、「クラウドコンピューティングについて、著作権の問題が多い。自分で同じものを買っていながら、他のスクリーンでは使えないなどの状況が生じている。アメリカでは十分できるようになっており、クラウドを発展させるために著作権が非常にあいまいでかつ問題になっている。是非ともクラウドコンピューティングをより進めるために著作権の問題を検討すべき」と述べた¹⁶。

このため、13年6月に発表された、「知的財産推進計画2013」は、「著作物の公正な利用と著作物の適切な保護を調和させ、新しい産業と文化の発展を続けるため、クラウドサービスといった新たな産業の創出や拡大を促進する全体的な法的環境の整備を図るため、著作権の権利制限規定の見直しや円滑なライセンス体制の構築などの制度の在り方についての検討を行い、必要な措置を講じる」ことが、短期に実施すべき施策例として掲げられた¹⁷。これを受けて、所管の文科省が、13年度から文化審議会著作権分委会 法制・基本問題調査会（座長土肥一史 日本大学大学院知的財産研究科教授）を設け、検討することとなった¹⁸。

5. 日本法への示唆

米国法から得られる日本法への示唆として、①国会および政府には間接侵害の差し止め請求対象を明確にする方向で間接侵害責任を導入する法改正をすること ②裁判所には、事業者から見て不特定または多数のユーザにサービスを提供している場合でも、ユーザから見て私的領域内で著作物が利用されるようなサービスや、個々のユーザが他の不特定または多数のユーザにファイルを送信しているわけではないサービスについては、事業者が「公衆送信行為」をしていると見なさないことを提言したい。

参考文献：

城所 OPINION 「テレビ局にとって不幸な まねきTV事件 最高裁判決」 *BusinessLawJournal*, 2011年4月号。

城所 「『まねきTV事件』最高裁判決でクラウドも国内勢全滅の検索エンジンの二の舞か？」 <http://agora-web.jp/archives/1257144.html>

城所 「米テレビ局を震撼させた2件の訴訟」 (その1) <http://agora-web.jp/archives/1500466.html>

(その2) <http://agora-web.jp/archives/1500974.html> (その3) <http://agora-web.jp/archives/1501728.html>

城所 「『石あたま判決』を下した国民審査対象の裁判官」 (その1) <http://agora-web.jp/archives/1507033.html>

(その2) <http://agora-web.jp/archives/1507293.html>

Tomoki Watanabe and Iwao Kidokoro, "A World Without Cablevision nor Sony: How Japanese Courts Find Providers of Personal Locker and Content-Sharing Services Liable" http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=2238359

城所 「著作権法がソーシャルメディアを殺す」 (仮題、近刊)

¹³ http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/housei/h24_shiho_07/pdf/shiyo_2.pdf

¹⁴ http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/housei/h24_shiho_04/gijyoshi.html

¹⁵ <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisai/skkkaig/dai6/siyou11.pdf>

¹⁶ <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisai/skkkaig/dai6/gijyousi.pdf>

¹⁷ <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tteki2/kettei/chizaikeikaku2013.pdf>

¹⁸ http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/houki/h25_01/gijishiki.html